主....文

原判決を取消す。

被控訴人は控訴人に対し金六〇〇、〇〇〇円およびこれに対する昭和二九年八月一七日から完済に至るまで年五分の割合による金員を支払え。

訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。

控訴代理人は主文同旨の判決を求め、被控訴代理人は控訴棄却の判決を求めた。控訴代理人主張の請求原因事実並びに被控訴人の主張に対する陳述の要旨。

一、 (第一次的請求)控訴人は昭和二八年中訴外Aに対して衣料品を販売し、その代金支払を求めて昭和二九年中釧路簡易裁判所に和解を申立て(同裁判所同年(イ)第一九号売掛代金和解申立事件)、「Aは控訴人に対し昭和二九年七月二〇日限り金九〇一、二四五円を支払う」旨の和解が成立したが、Aは期限を徒過した。

二、 (予備的請求) 控訴人は前掲和解調書の執行力ある正本を債務名義として、Aの被控訴会社に対する前記保管金返還債権のうち金六〇〇、〇〇〇円につき、Aを債務者、被控訴会社を第三債務者として昭和二九年八月三日釧路地方裁判所から債権差押並びに転付命令を得、(同裁判所同年(ル)第一三号、(ヨ)第一九一号、該命令は同日被控訴会社に、同月五日Aに各送達せられた。よつて控訴人は被控訴会社に対し右金六〇〇、〇〇〇円及びこれに対する本件支払命令送達の日の翌日である昭和二九年八月一七日から完済まで民法所定年五分の割合による遅延損害金の支払を求める。

三、 被控訴代理人主張の答弁事実中、控訴人の佐藤弁護士への委任状の控訴人名下にAの印鑑が押捺されていることは認めるが、その余の事実はすべて否認する。BがAから債権譲渡を受けたとしても、被控訴会社に対する本件日本円の保管金返還債権ではないのであつて、東京銀行に対する弗の支払請求権であり、右債権譲渡は外国為替及び外国貿易管理法第三〇条、外国為替管理令第一三条に違反て無効である。仮りにBがAから本件債権の譲渡を受けたとしても、確定日附ある証書による通知または承諾がないから第三者たる控訴人に対抗できない。また被控訴会社が泉弁護士に対して金員を交付したとしても、それは被控訴会社の顧問弁護士に対して紛争の解決を一任して預け渡したに過ぎないのであつて、Bの代理人たるがある。

被控訴代理人主張の答弁の要旨

一、 請求原因事実のうちA、控訴人間の債権譲渡およびその通知、承諾の点及び債権差押並びに転付命令が昭和二九年八月三日被控訴会社に送達になつた点を否認し、その余の事実を認める。本件差押並びに転付命令は昭和二九年八月三日午後四時四〇分頃訴外株式会社三ツ輪商会に交付されただけで、第三債務者たる被控訴会社に対しては適法な送達がなかつたものである。

二、抗弁

(一) Aの被控訴会社に対する保管金返還債権は既に昭和二九年七月四日Aから訴外Bに譲渡せられ、Aからその旨被控訴会社に通知があつた。また被控訴会社は同年八月三日午後一時頃Bの代理人たる弁護士泉功に弁済し、右債権は消滅に帰したものである。よつていずれにしても本訴請求に応ずる義務はない。

(二) 本件債権差押並びに転付命令申請は、控訴人名下にAの印鑑が押捺せられた不適法な委任状に基き控訴人の代理人として弁護士佐藤忠輝によつてなされて

いるのであつて、ひつきよう適法な委任なくしてなされた申請であり、手続の違法 を来たし、このような違法手続によつて発せられた差押並びに転付命令は無効であ る。

証拠として、控訴代理人は、甲第一ないし第一四号証を提出し、原審に蔚ける証人で、同り、同名、同目の各証言および控訴人本人尋問の結果並びに当審における証人を、同の、同じ、同り、同日、同日、同名、同じの各証言を援用し、乙第三ないし第六号証の成立は不知、その余の乙号各証の成立を認める、同筆一一号証を利益に援用すると述べ、被控訴代理人は、乙第一ないし第一二号証を提出し、原審における証人Bおよび同の名証言を援用し、甲第一ないし第一三号証の成立を認め、同一四号証の成立は不知、同第七号証を利益に援用すると述べた。

訴外Aが昭和二九年七月初旬沖縄の訴外玉井商会との間に昆布の売渡契約を締結し、被控訴会社によつて現物を沖縄へ船積輸送し、玉井商会からの代金支払方法として外国為替公認銀行である訴外株式会社東京銀行札幌支店へ弗為替による送金を受け、同月下旬同銀行から所要の手数料を差引いて日本円を受領する運びとなつたが、被控訴会社に運送代金その他の諸掛りを支払わねばならない関係もあつて、被控訴会社に対し、被控訴会社において銀行からの支払金を代理受領し、右運送代金等を差引いた上、残額を返還支払うよう委任したこと、被控訴会社が同月三一日東京銀行札幌支店から支払金を受領し運送賃等を差引き残額金六〇七、二七〇円をAのため保管するに至つたこと、は当事者間に争がない。

右委任状契約の本旨によりAが被控訴会社に対して有する残額金六〇七、二七〇円の返還債権が昭和二九年七月三一日Aから控訴人に譲渡せられるとともに、右債権譲渡につきAはこれを被控訴会社に口頭をもつて通知し、同日被控訴会社がこれを承諾したことは、成立に争のない甲第四号証に原審における証人Cの証言および控訴人本人尋問の結果、当審における証人C、同H、同E、同Aの各証言を総合してこれを認めることができ、右認定を覆えすに足る証拠はない。

被控訴人は、右債権は既に昭和二九年七月四日にAから訴外Bに譲渡せられAか らその旨被控訴会社に通知があった、と主張する。成立に争のない乙第一一号証に原審証人B、当審証人Aの右証言を総合すれば、Aは沖縄の玉井商会に売渡すべき 昆布の集荷に当り七月初旬その買付金を訴外Bから借受け、玉井商会から代金支払 のため送られた弗為替が後日日本円に現金化せられるときその中から返還する旨を 確約していたことを窺い知ることができる(原審証人Bの証言中、Aに対する貸金 であることを否定しBが昆布取引の隠れた主体である旨の供述は措信しない。)の である。しかし冒頭に認定したとおり、右債権は同年七月下旬にAが被控訴会社に 運送賃等支払の必要上、銀行からの日本円の受領方を委任するに至つてはじめて発 生した債権なのであるから、被控訴人の主張するように七月四日頃既に右債権がB に譲渡せられていたことはあり得ないことである。けれども成立に争のない甲第七ないし第九号証、原審証人B、同Aの各証言によつて成立の認められる乙第三、四 号証に、原審証人B、同A、当審証人Aの各証言を総合すれば、Bは控訴人がAの債権者として、銀行のAに支払う日本円によつて優先的にAから弁済を受けようと 企図していることを知り、控訴人の企図を破砕し、自己とAとの間におけるかねて の確約どおり右日本円を昆布買付貸付金の返済に充てるため、昭和二九年八月一日 (Aから控訴人への前記債権譲渡に一日遅れて) Aに対し強硬に右債権の譲渡方を 要請したので、Aは確約に責められて拒むに由なく、また被控訴会社が日本円中か らひとり運送費等の優先弁済を受けた立場から控訴人とBとの間に立つて示談の労 を執ることを内心期待し、二重譲渡による後日の紛争を予期しながらもBの要求に 応じ、重ねて右債権をBに譲渡し、権利譲渡証(乙第三号証)および被控訴会社に 対するBへの支払指図書(乙第四号証)を作成交付し、AからBを通じ被控訴会社 に対してこの旨を通知したこと〈要旨第一〉を認めることができ、右認定を左右する に足る証拠はない。ところで指名債権か二重に譲渡され各その旨の通〈/要旨第一〉知 または承諾がなされても、それが確定日附ある証書によらないため、互いにその債権譲渡をもつて他方の譲受人に対抗することができないときは、債務者はいずれの譲受人に対しても債務の弁済を拒むことができるものと解すべきところ、これを本 件についてみるに、前叙のとおりAから控訴人への第一の債権譲渡についてはその 旨の通知と承諾があり、AからBへの第二の債権譲渡についてはその旨の通知があ つたが、これらの通知または承諾がいずれも確定日附ある証書によらないことは口 頭弁論の全趣旨によつて明かであるから、控訴人もBも互いに自己への債権譲渡をもつて他方に対抗することができない結果、債権者である被控訴会社は控訴人に対

してもBに対しても債務の弁済を拒むことができるものといわなければならない。 したがつて被控訴会社が弁済を拒否する以上、控訴人の第一次的請求は排斥を免れ ない。

次に控訴人の予備的請求について判断する。

控訴人が控訴人およびA間の釧路簡易裁判所昭和二九年(イ)第一九号売掛代金和解申立事件の執行力ある調書正本(Aが控訴人に対して金九〇一、二四五円を昭和二九年七月二〇日限り支払う旨の条項がある。)を債務名義としてAの被控訴会社に対する前記保管金返還債権のうち金六〇〇、〇〇〇円につきAを債務者、被控訴会社を第三債務者とし債権差押並びに転付命令を釧路地方裁判所に対して申請し、(同裁判所同年(ル)第一三号並びに同年(ヨ)第一九一号)同裁判所が昭和二九年八月三日債権差押並びに転付命令を発したことは当事者間に争がない。

さて民事訴訟法第五九八条第三項、第六〇一条、第五九八条第二項の規定によれ

さて民事訴訟法第五九八条第三項、第六〇一条、第五九八条第二項の規定によれば、債権差押命令は第三債〈要旨第二〉務者に対する送達によつて効力を生ずるが、債権転付命令は債務者および第三債務者への送達が完了した時に〈/要旨第二〉その効力を発生するものと解せられるところ、前記債権差押並びに転付命令が昭和二九年八月五日債務者Aに送達せられたことは当事者間に争がなく、成立に争のない乙第二号証、第七号証、第一〇号証、当審における証人Gの証言並びに弁論の全趣旨を総合すれば、前記債権差押並びに転付命令が釧路地方裁判所所属執行吏によつて同年八月三日午後四時四〇分訴外三ッ輪商会に誤つて交付され、即日同商会から被控訴会社営業所へこれを使送し、被控訴会社は任意にこれを受領したことを認めることができる。

(要旨第三〉およそ、執行吏が送達を受くべき者の住所、居所、営業所または事務所以外の場所で送達を受くべき者以外⟨/要旨第三⟩の者に裁判書の正本を交付した場合でも、それが使送され、送達を受くべき者が任意にこれを受領したときは、右受領の時に適法な送達があつたと同一の効力を生ずるものと解するのが相当である。これを本件債権転付命令の被控訴会社に対する送達についてみれば、被控訴会社が昭和二九年八月三日これを任意に受領した時に、被控訴会社に対する適法な送達かあつたと同一の効力を生じたものというべく、したがつて本件債権転付命令の効力は、さらにAが同年同月五日その送達を受けた時に発生したものといわなければならない。

被控訴代理人は、本件債権差押並びに転付命令が効力を生ずる以前既に被控訴会社は昭和二九年八月三日午後一時頃Bの代理人たる泉功に対し保管金返還債務を弁 済したと主張する。本件債権差押並びに転付命令が効力を生じた昭和二九年八月五 日より前、同年同月一日既に前記保管金返還債権金六〇七、二七〇円がAからBに 譲渡せられたことは前段において認定したとおりである。そして同年八月三日の午 後被控訴会社が被控訴会社の顧問弁護士泉功に対し金額六〇七、二七〇円の小切手を振出し同弁護士の使者として金員受領に来た事務員に対してこれを交付したことは、成立に争のない甲第五、第一二号証、乙第一二号証に原審および当審証人Gの名詞言によって認めることができるが、この事実は関して被控訴会社の民に対する 各証言によつて認めることができるが、この事実は果して被控訴会社のBに対する 弁済と解べきであろうか。成立に争のない甲第六号証および原審証人Bの証言によ れば、Bが被控訴会社から、被控訴会社としてはAのための保管金の処理を被控訴 会社の顧問弁護士泉功に一任する意向である旨示唆され、泉弁護士に事情を述べて 自己に弁済されるよう取計い方を依頼し、弁済受領を委任したことが窺われる。 かしながら、およそ金銭債務を負う者が金銭または小切手を債権者又はその代理人に交付したからといって、必ずしも当然に弁済となるものではなく、弁済でない他のは独しの原因によって、必ずしも当然に弁済となるものではなく、弁済でない他のは独しの原因によって、必ずしも当然に弁済となるものではなく、弁済でない他 の法律上の原因によることを債務者において表示してこれを交付した場合において は、この交付をもつて当該金銭債務の弁済とすることはできない。これを本件についてみると、成立に争のない甲第五、第一二号証に原審および当審における証人G および同Aの各証書、当審における証人C、同F、同Eの各証言に弁論の全趣旨を 総合すれば、被控訴会社の営業担当の常務取締役Cははじめ控訴人から被控訴会社がAのために保管する金員を控訴人に支払うよう強硬な要求を受け一担はAから控訴人への債権譲渡を承諾し且つその弁済をも承諾したのであるが、相前後してBか らもBがAから右債権を譲受けたとしてその弁済を要請せられたため、控訴人への 弁済も差控え、いずれに支払うべきか処置に窮した結果、顧問弁護士泉功に処置を -任したこと、従つて泉弁護士は前叙のとおりBから弁済受領の委任を受けたが、 被控訴会社からの右委任の本旨に遵い被控訴会社の立場をも了承していたこと、 弁護士の事務員が使者として八月三日被控訴会社の経理担当取締役Gから小切手を 受領するに際しても「Aに対する預り金」として領収証を作成し、「Bへの弁済

被控訴代理人は、本件債権並びに転付命令は債権者たる控訴人の委任する代理人 弁護士佐藤忠輝の申請に係るのであるが、同弁護士が釧路地方裁判所に対して提出 の委任状は控訴人名下にAの印鑑を押捺したものであつて真正に成立した控訴人 の委任状ではないから委任そのものは控訴人がAとの通知によりBら債権者を害る る目的をもつて真実これをなしたものとしても、いやしくも適式な委任状なくしてもなされた不適式な委任に基く本件申請は不適法であり、手続全体の違法を来たしなされた不適式な委任に基く本件申請は不適法であり、手続全体の違法を来たし、 違法手続によって発せられた本件差押並びに転付命令は無効である、と主張する。 しかしながら、仮りに申請代理人の委任につAの無権代理行為があり、または委任 は適法だが委任状の作成にかしが存しているものとしても、一旦発せられた差押並びに転付命令は法律上認められた不服申立の方法によって是正すべきであって、当然に無効となるものではない。

よつて、被控訴会社に対し転付金六〇〇、〇〇〇円並びにこれに対する支払命令送達の日の翌日である昭和二九年八月一七日(このことは本件記録上明かである。)から完済にいたるまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払を求める控訴人の本訴請求は正当として認容すべきである。

以上の理由により民事訴訟法第三八六条、第九六条、第八九条を適用し、注文の とおり判決する。 (裁判長裁判官 臼居直道 裁判官 安久津武人 裁判官 立 岡安正)